

室蘭工業大学附属図書館における

国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」取扱要項

平成 27 年 3 月 12 日

学長伺定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、室蘭工業大学附属図書館利用規則第 19 条 2 項の規定に基づき、室蘭工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、室蘭工業大学の役員、職員、学生（研究生及び科目等履修生を含む。）及び名誉教授とする。

(閲覧利用)

第 3 条 資料送信サービスの閲覧は、図書館内の指定された閲覧用端末を用いて行うものとする。

2 利用者は閲覧にあたって、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 閲覧用端末の図書館外への持ち出し
- (2) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- (3) 閲覧用端末の画面の撮影
- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得

(複写利用)

第 4 条 資料送信サービスの複写は、利用者の求めに応じて、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 31 条の規定に基づき、総務広報課図書学術情報室職員が管理用端末を用いて行うものとする。

2 国立国会図書館から複写についての指示がある場合は、その指示に従うものとする。

3 複写料金は、無料とする。

(雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、資料送信サービスの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 28 年 8 月 4 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。